

## 青森市の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要（案）

## 1 介護予防・生活支援サービス事業

サービス類型（国例示）		青森市事業名（仮称）	実施内容（案）	見直し・変更点
（1）訪問型サービス				
○現行の訪問介護相当のサービス		①介護予防訪問介護相当事業	【概要】訪問介護員による身体介護、生活援助 【対象】要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】現行の「介護予防訪問介護」と同等の運営基準・単価により実施	◇要支援者に加え、基本チェックリスト該当者も対象
○多様なサービス	・訪問型サービスC （短期集中予防サービス）	②訪問型介護予防相談支援事業	【概要】保健師・看護師による閉じこもり等の方への訪問相談支援 【対象】閉じこもり等で通所等参加が困難な要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】これまでの「訪問型介護予防事業」と同等の運営基準・単価により実施	◇基本チェックリスト該当者に加え、要支援者も対象
		③訪問型介護予防指導事業	【概要】リハビリテーション専門職による生活課題等の評価及び生活指導 【対象】⑥通所型（短期集中）介護予防事業を利用する要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】平成27年度から実施している「介護予防モデル事業（元気わくわく教室）」と同等の運営基準・単価により実施	◇モデル事業の結果を踏まえてメニュー化 ◇基本チェックリスト該当者に加え、要支援者も対象
（2）通所型サービス				
○現行の通所介護相当のサービス		④介護予防通所介護相当事業	【概要】介護事業所での食事や入浴などの日常生活上の支援及び機能訓練 【対象】要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】現行の「介護予防通所介護」と同等の運営基準・単価により実施	◇要支援者に加え、基本チェックリスト該当者も対象
○多様なサービス	・通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	⑤通所型（基準緩和）介護予防事業	【概要】介護事業所での運動器機能向上プログラム・認知症予防プログラム 【対象】要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】平成27年度から実施している「介護予防モデル事業（元気アップ教室）」と同等の運営基準・単価により実施	◇モデル事業の結果を踏まえてメニュー化 ◇基本チェックリスト該当者に加え、要支援者も対象
	・通所型サービスC （短期集中予防サービス）	⑥通所型（短期集中）介護予防事業	【概要】介護事業所での運動器・栄養改善・口腔機能向上のための複合プログラムを実施 【対象】要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】平成27年度から実施している「介護予防モデル事業（元気わくわく教室）」と同等の運営基準・単価により実施	◇モデル事業の結果を踏まえてメニュー化 ◇基本チェックリスト該当者に加え、要支援者も対象
（3）介護予防ケアマネジメント				
		⑦介護予防ケアマネジメント事業	【概要】要支援者及び基本チェックリスト該当者に対する自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント 【対象】要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】「介護予防支援」と同等の運営基準・単価により実施	◇要支援者のケアマネジメントのうち「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」のみを利用する方のケアマネジメントを本事業で実施 ◇基本チェックリスト該当者のケアマネジメントが総価契約から単価契約に変更

## 2 一般介護予防事業

サービス類型（国例示）	青森市事業名（仮称）	実施内容（案）	見直し・変更点
(1) 介護予防把握事業	⑧介護予防把握事業	【概要】閉じこもり等何らかの支援を要するものを早期に把握し、住民主体の介護予防の場につなぐ 【対象】閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者 【基準等】「二次予防事業対象者把握事業」と同等の運営基準・単価により実施	◇基本チェックリストに基づく二次予防事業対象者の把握から、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握して住民主体の通いの場につなぐ内容へ変更
	(2) 介護予防普及啓発事業	⑨介護予防教室事業	【概要】地域住民が主体的に介護予防活動に取り組めるよう、ロコモ予防体操等の普及啓発と活動を継続できる場づくりを支援 【対象】全ての高齢者 【基準等】ロコモ予防体操等の指導及び場づくり支援を在宅介護支援センター等へ委託
⑩高齢者生きがい事業（健康農園）		【概要】健康農園での耕作を通じた健康づくり・冬場の体力づくり等交流機会の提供 【対象】全ての高齢者 【基準等】「高齢者生きがい事業（健康農園）」と同等の運営基準・単価により実施	＜現行どおり実施＞
(3) 地域介護予防活動支援事業	⑪介護予防の場づくり支援事業	【概要】地域住民へのロコモ予防体操等の指導及び場づくり支援及び在宅介護支援センター等の後方支援 【対象】全ての高齢者 【基準等】直営による実施	＜現行どおり実施＞
	⑫ボランティアポイント制度実施事業	【概要】高齢者が施設や地域でボランティア活動をした場合にポイントを付与する 【対象】青森市ボランティアセンターを通じてボランティア活動を行った高齢者 【基準等】青森市社会福祉協議会へ委託している地域福祉計画推進事業と一体的に実施	◇H28年度～ボランティアポイント制度の準備業務開始 ◇H29年度～ボランティアポイントの付与を開始
	⑬こころの縁側づくり事業	【概要】地域に交流の場をつくり、生きがいと仲間づくりを進める 【対象】全ての高齢者 【基準等】青森市社会福祉協議会との協定書に基づく実施	＜現行どおり実施＞
(4) 一般介護予防事業評価事業	⑭一般介護予防事業評価事業	【概要】市が実施する新しい総合事業を自ら評価し、改善を図る 【基準等】直営（地域密着型サービス等運営審議会での評価含む）	＜現行どおり実施＞
	(5) 地域リハビリテーション活動支援事業	⑮地域リハビリテーション活動支援事業	【概要】リハビリテーション専門職の知見を活かし、地域の介護予防の取組の機能強化を図る 【対象】高齢者支援に関わる者 【基準等】直営による実施